令和４年度
第４回茅ヶ崎市バリアフリー基本構想推進協議会
会議録

議題	議　題（１）バリアフリー基本構想の改定について （２）令和５年度の取組方針について 報告　（１）特定事業の進捗状況について （２）令和４年度市民部会の取組について その他
日時	令和５年３月２０日（月）１５時００分～１７時００分
場所	茅ヶ崎市役所本庁舎４階会議室１・２（オンライン会議併用）
出席者名	会　長：大原 一興 副会長：斉藤 進 委　員：山根 寛、大澤 武廣、中山 早恵子、山口 洋一郎、 内藤 喜之、城田 禎行、柏崎 周一、髙丸 やい子、瀧井 正子、 沼田 ユミ、上杉 桂子、今井 達夫、瀬川 直人、浅川 晴美、 石井 勇、堀場 浩平、白石 航平、宮澤 豊、後藤 祐史 （欠席委員） 委　員：佐藤 勝太、橋 俊彦、吉野 哲也、坂口 勝利、寺尾 恵一、海野 誠、 小林 将人、牧野 浩子、海津 ゆりえ （事務局） 都市部都市政策課
会議資料	・委員名簿 ・要綱 ・次第 ・資料１　茅ヶ崎市バリアフリー基本構想の改定について ・資料２　次期基本構想の目次構成（案） ・資料３　茅ヶ崎市バリアフリー基本構想【改定版】（素案） ・資料４　茅ヶ崎市バリアフリー基本構想【改定版】概要版（素案） ・資料５　令和５年度の取組方針について（案） ・資料６　特定事業の進捗状況 ・資料７　令和４年度市民部会の取組について ・参考資料１　令和４年度推進管理シート
会議の公開・非公開	公開
非公開の理由	
傍聴者数	１名

（会議の概要）

１．開会

深瀬課長　：　皆さん、こんにちは。定刻になりましたので、令和４年度第４回茅ヶ崎市バリアフリー基本構想推進協議会を開催いたします。

本日は傍聴人の方がいらっしゃいます。会議の内容については原則公開となっておりますが、傍聴人の方はご発言できませんので、よろしくお願いいたします。

本日はお忙しい中、当会議にご出席いただき誠にありがとうございます。司会の茅ヶ崎市都市政策課長の深瀬でございます。よろしくお願いいたします。

会議に先立ちまして３点ほどお知らせがございます。

１点目は、コロナ禍での会議開催による注意事項となります。会議中は、換気のため、窓やドアを一部開放しております。会議中でも、体調不良などがございましたら遠慮なくお申出ください。また、発言につきましてはマイクを使い、発言をお願いいたします。発言時にはお名前を名のっていただきますようご協力をお願いいたします。

２点目は、本日の会議はオンライン併用会議です。オンラインで参加する委員は、発言時以外は音声をミュートとしていただきますようお願いいたします。発言時は、挙手のボタンを押していただくか、画面越しに挙手をお願いいたします。

３点目は、本日の会議は、会議録作成のため録画、録音いたしますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

本日は活発な意見交換が行われる会議となりますようご協力をお願い申し上げます。

それでは、本日の会議内容につきましては、議題として、⑴バリアフリー基本構想の改定について、⑵令和５年度の取組方針について、報告として、⑴特定事業の進捗状況について、⑵令和４年度市民部会の取組について、その他として、次回会議の予定についてでございます。

まず、資料について確認いたします。

まず委員名簿、それと要綱、次第、資料１、茅ヶ崎市バリアフリー基本構想の改定について、資料２、次期基本構想の目次構成（案）、資料３、茅ヶ崎市バリアフリー基本構想【改定版】（素案）、資料４、茅ヶ崎市バリアフリー基本構想【改定版】概要版（素案）、資料５、令和５年度の取組方針について（案）、資料６、特例事業の進捗状況、資料７、令和４年度市民部会の取組について、参考資料１、令和４年度推進管理シート、以上を机上に置かせていただいております。

資料の不足等ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

また、現行の基本構想も参考に置かせていただいております。こちらは会議が終わりましたら回収しますので、机上に置いておいてください。

当会議についてですが、委員30名のところ、オンラインによる参加も含め21名ご出席をいただいておりますので、要綱第６条第２項の規定により会議が成立していることとなります。

ここから先の進行については大原会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

大原会長　：　皆さん、こんにちは。大原です。それでは、第４回で、ほぼこれで固めていくような形になりますが、今日はこの改定の最終確認という形になるかと思います。活発なご意見をよろしくお願いいたします。

２．議題

（１）バリアフリー基本構想の改定について

大原会長　：　それでは、議題(1)バリアフリー基本構想の改定について、資料１から４になります。こちらについて、事務局から説明をお願いしたいと思います。

事務局　　：　それでは、事務局より議題(1)バリアフリー基本構想の改定についてご説明させていただきたいと思います。

本日、委員の皆様にご承認いただきたい点につきましては、お手元にお配りしました資料３、茅ヶ崎市バリアフリー基本構想（素案)、資料４、茅ヶ崎市バリアフリー基本構想（素案）概要版につきまして、委員の皆様からご意見を伺えればと思っております。資料４につきましては、資料３の一部抜粋となりますので、資料３を中心にこれからご説明させていただきまして、ご意見等をお伺いできればと思います。

お手元には、資料３と資料１を併せてご覧いただければと思います。画面のほうは資料１を共有させていただきます。

資料１、バリアフリー基本構想の改定につきまして、これまでの流れをもう一度、振り返りというところで、簡単に説明をさせていただきます。

スライドの１ページをご覧ください。１月に第３回の協議会を実施しており、その後の流れとなります。本日、第４回という形で、基本構想の素案につきまして最終的に内容を固めていきたいと考えております。本日の会議の中では、第３回の協議会の中では、まだ特定事業計画につきましては調整中ということでありましたので、その内容をお示しさせていただくことと、第３回の協議会の中で、委員の皆様から出ました意見に対する対応について順次説明をさせていただきたいと考えております。

続きまして、スライドの２ページに移りたいと思います。こちらにつきましては、特定事業の調整状況を表したものとなります。第４回、本日の協議会の中では、資料３の第８章に重点整備地区という記載を設けておりますので、こちらで具体に特定事業の内容について委員の皆様のほうにご説明をさせていただきたいと思います。

スライドの３ページに移ります。こちらは、第３回の協議会のときは市役所が主体となって取り組むということでご説明をさせていただきましたけ

れども、本日の第４回協議会の中では、市が主体となって取り組む事業という形で委員の皆様のほうにお示しをさせていただきます。資料３の第７章で具体な内容について改めて説明をさせていただきたいと思っております。

続きまして、スライドの４ページに移りたいと思います。ここからは、第３回協議会の中で出ました意見と対応について順次説明をしていきたいと考えております。お手元の資料３、基本構想の本編のほうも併せてご覧いただくと対応方針の確認ができるかと思います。順番に説明をさせていただきたいと思います。

まず、１つ目の項目ですけれども、「改定」と「作成」という言葉が入っておりますので、こちらの表現を統一することということで、基本的には「改定」という言葉で統一して、全編、修正の対応をさせていただいております。

２つ目の項目になりますけれども、旧基本構想の成果や課題、また方針、このあたりを章立てで見やすくするようにということでご意見を賜っております。こちらの対応方針としましては、資料３では、第１章から第４章にまとめて説明をさせていただいているところでございます。

続きまして、３項目めですけれども、ＬＧＢＴＱ等の表現の仕方です。資料３、基本構想の16ページをご覧いただけますでしょうか。こちらは他の計画との表現の統一を図りまして、「性的マイノリティ」という形で表現を統一させていただいて、記載をしております。

続きまして、４項目めですけれども、やまゆり園の事件の関係で、本編の23ページになります。こちらは少し具体に書くようにということで挙がっておりますので、23ページの第２段落のところに「事件」だけではなく「殺傷事件」という形で表現を追加させていただいております。

続きまして、５項目めですけれども、当事者参加というところについても、神奈川県のほうで条例が一部改定となっていますので、その内容をより具体にということでございますので、同じく23ページになりますけれども、(3)福祉のまちづくりの取組の中で、当事者参加という形で記載を入れさせていただいております。

続きまして、第４章に移りますけれども、特定事業等の実施状況についてです。分析であったり、考察を入れるようにというご意見をいただいております。これらの対応につきましては、25ページの３段落目になりますけれども、特定事業の事業者に向けたアンケート調査で出た意見等を踏まえて具体な記載をさせていただいています。

続きまして、ご意見の６つ目、第４章、第５章に関わる部分ですけれども、基本構想の改定に向けた課題と方針を整理しているけれども、結びつきが不明確な点があるということです。こちらにつきましては、本編の38ページに課題と方針を示すとともに、41ページに全体の体系図を表しまして、旧基本構想から今回の課題を受けて、どういう形で方針を示して、事業化、取組化をしていくか、また基本構想の推進をしていくかということを体系図とし

て、一連の流れを記載させていただいているものでございます。

続きまして、一番最後、第５章、第６章、第７章に関わるところですけれども、全市的なバリアフリー化の推進について、官民連携とか、当時、市役所の取組と書かれているけれども、心のバリアフリーの推進であったり、施設のバリアフリー化など重なっている部分があり、そのすみ分けを明確化するようにということとなっております。こちらにつきましては、本編の43ページに全体の体系図であったり、下段のほうには茅ヶ崎市の市域を入れて、どこの範囲を示した取組なのかということを図を用いた形で表現を改めさせていただいております。

続いて、資料１のスライドの５ページ以降の内容に変わっていきます。

第７章に関わる部分になりますけれども、市役所が主体となって取り組む事業について、市役所という表現は行政を指しているか、なかなか伝わりづらいという部分がありましたので、こちらについては市が主体となって取り組む事業という形で表現の見直しをさせていただいております。また、第７章に市が主体となって取り組む事業という形で示させていただいております。46ページになりますけれども、第６章につきましては、市民・事業者・行政が主体となって取り組む事業という形で章立ての見直しをさせていただいております。

続きまして、第７章に関わる部分ですけれども、市役所が主体となって取り組む事業の中で、心のバリアフリーの推進について、ポスター掲示等の啓発がありますけれども、より若者にも伝わる内容、ＳＮＳ等の発信等も入れたほうがいいんじゃないかというふうなご意見をいただいております。こちらにつきましては、資料３の53ページになります。本文のほうで、ＳＮＳ等の活用、デジタルトランスフォーメーションと最近呼ばれていますけれども、そちらの推進も併せて進めていくと。また、全課共通の取組の例としても、ＳＮＳ等を活用した情報発信等という形で記載をさせていただいております。

続きまして、小学校のバリアフリー化の話になります。本来、建物等の話だけということはありましたけれども、そこにつながる通学路についても検討できないかという話がありましたので、本編55ページをご覧ください。本文のほうに、建物だけでなく通学路に関しても、市で進めています通学路の合同点検を活用しながら、経路の実情に合わせて、対応可能な交通安全対策等を含めて順次実施していくと。国道、県道につきましては、国や県と調整をしながらバリアフリー化を進めていく。また、私立の小中学校であったり、公立高校、養護学校等につきましても、施設管理者に対して積極的に働きかけを行うとともに、周辺道路のバリアフリー化と併せて推進をしていくという形にしております。また、これらも事業化していく形でありますので、55ページの中の各課個別事業という形で位置づけをつけさせていただいております。

続いて、第８章のですけれども、北茅ケ崎駅のバリアフリー化の話、アクセスの話があったかと思います。こちらにつきましては、本編の60ページの一番下段になりますけれども、北茅ケ崎駅のバリアフリー化に当たっては、周辺からのアクセス性も考慮するということを追加で記載させていただいているところとなります。

続きまして、資料編に当たりますけれども、合理的配慮の義務について少し具体的に書いたほうがいいんじゃないかということがありますので、基本構想の207ページになります。こちらは資料編に当たるところになりますけれども、参考３、障がいを理由とする差別に関する事例集という形で、市のほうで発信している内容を踏まえながら記載をさせていただいております。

資料１に戻りますけれども、残り３つです。次回協議会で概要版を示してくださいという話がありましたので、今回、資料４で後ほどご説明をさせていただきます。

資料３の基本構想、また概要版について、発信の仕方ということで、ダイジェスト版であったり、視覚障がい者等の情報保障についてはどうするかというご意見をいただいております。基本構想の本編につきましては、こちらの本編を出すだけではなくてテキスト版というもの、文字で音声の読み込みができるようなものを発信していければと考えております。同様に、概要版につきましても、同じような形でＰＤＦ版とテキスト版を公表資料として出していくことを今現在考えております。本編のほうに二次元バーコードをつけて読み込むという話も、当日の話ではありましたが、こちらは今現在調整中となります。その理由としましては、印刷物の紙質によって読み取りの精度がかなり変わってくるという状況が出てきておりますので、そのあたり、一定の品質を保つ必要がありますので、引き続き調整をして、対応を考えていきたいと考えております。

最後になりますけれども、外国人への対応という形で、市ではポケトークという機械を各課に配付をしておりますけれども、何か国語対応なのかという話がありました。音声とテキスト、文字で表現できるものについては73言語、テキスト、文字だけのものについては11言語という形で、現在、発信をしているところです。こちらについては、今現在のものとなりますので、時点が更新されていきますと、今後、文字数も変わってくる可能性があります。

こちらが資料１の全体の説明となります。

資料２に移りたいと思います。資料２につきましては、目次を比較したものとなっております。第３回協議会でお示しした目的が左側、また、そのときに本編の全体の枠組みというものを図化したものを下の段に入れております。第４回協議会の最終的なものにつきましては、これを右側にスライドさせていただいております。

本編の大きな流れとしましては、前段の部分の話を第１章から第５章にきちんと役割分担をして、表現を見直していったという形になります。第６章

から第９章までが具体的な事業の事業内容を表しております。第10章のほうで推進、この基本構想ができた後、どういうふうに進めていくかというものを表しております。

最後、資料編につきましては、これらの改定業務に携わった委員の名簿であったり、これまでの経過であったり、市民部会の取組であったり、あと用語集であったりとか必要な事項を入れさせていただいているというふうな形になっております。

最後に、資料３にこれ以外で修正した部分がありますので、簡単にポイントだけ事務局のほうから説明をさせていただきたいと思います。

資料３をご覧いただければと思います。

まず、第１章、本編の１ページになります。まず、バリアフリーの基本構想は何かということを市民の皆様がお読みなるのに当たって、しっかりと理解していただいた後に、この後の内容につなげていくということがございますので、その部分、一般的な話になってしまいますけれども、入れさせていただいております。

続きまして、10ページ以降の内容となります。10ページは、茅ヶ崎市の概況であったり、社会的な背景を示しているページとなります。後ほどご説明させていただきますけれども、10ページ以降のものについては、課題とか表現を入れたりしまして、現状がどういうふうな課題になって、対策につながっていくか、後ほど38ページでご説明しますけれども、そのつながりが分かりやすくなるように、本文の後にページのほうを明記させていただいております。

続いて、22ページから24ページにつきましては、社会的な背景という形で、第３回の中でも委員の皆様にお示しをさせていただいているところになりますけれども、見出しの後に、括弧でキーワードというんですか、こういうふうなものがポイントとなるんじゃないかというものを各項目に入れさせていただいております。こちらも同じく課題につなげていくために、後ろのほうのページとつながるよう記載をさせていただいております。

続きまして、本編の25ページ以降となります。第４章になってきますけれども、まず、25ページの内容としましては、令和４年度末の特定事業計画の成果が最終的に固まったということで、後ほど報告事項でもご説明させていただきますけれども、当初ご案内したときは全体の33％ということでお話ししましたけれども、最終的には35％の完了率ということになっております。その内容を記載させていただいております。

32ページにつきましては、令和４年度の特定事業の完了事業のほうを、全て内容が固まっておりますので、実際の事業内容を記載させていただいております。

続きまして、34ページにつきましては、整備促進地区の事業の成果をまとめたページとなりますけれども、前回のときは道路事業の内容しか記載をし

ておりませんでしたけれども、サイン計画のほうも事業として完了していましたので、追加をさせていただいております。

続きまして、39ページは、全体基本構想の考え方を書いているページでした。改行が少し少なかった部分もありまして、分かりづらいという部分もございましたので、改行等を入れさせていただいております。

続いて、本編の46ページまで飛びます。46ページは第６章に当たるところになります。こちらにつきましては、市民・事業者・行政が主体となって取り組む事業を示したページとなります。具体的な取組内容を、47ページの(1)心のバリアフリーの推進から始まりまして、50ページの(4)安全な歩行空間確保に伴うバリアフリー化の推進という形で４事業を明確化させていただいております。

続いて、91ページまで飛びます。重点整備地区の特定事業に関わるページに移っていきますけれども、本文のほうですけれども、ハードによる取組とソフトによる取組というところを少し具体に説明をさせていただいております。ハードによる取組につきましては、短期、中期、長期と位置づけをしていますけれども、これまでの基本構想をご覧いただきますと、今、お手元に現行の基本構想が置かれているかと思いますけれども、例えば48ページ、49ページをご覧いただきますと、同じく短期、中期、長期という表現をしています。具体的な事業が49ページに載っておりますけれども、その時点だけ事業をやればいいんじゃないかというふうな見え方になってしまっています。実際は、事業につきましては、これが公表されて、推進されるようになったタイミングですぐに事業に取り組んでいくというところを、私たち事務局もそうですが、事業者側のほうにも改めて認識していただいて、その実施時期の調整が整ってできるのが中期または長期で、調整が早まれば長期と予定したものが中期であったりということがありますので、柔軟に、また、すぐに対応してもらえるようにという形で表現を変えております。ソフトに関する取組につきましても、年度当初にしっかりと計画を定めて、年度末に実績を振り返ることによって、翌年度以降の取組がしっかりとつなげていけるようにしていく必要がありますので、この部分を本編91ページのほうに記載をしています。また、短期、中期、長期の表現の仕方ですけれども、今、お手元の資料では「複雑な調整」と変えさせていただいておりますけれども、前回までの資料は「煩雑な調整」という言葉になっています。「煩雑な」は少しマイナスな表現も入っているところがございますので、ここは「複雑な」という形で言葉の使い方を整理させていただいております。

本編の92ページから156ページは、第３回の協議会のときには調整中で、委員の皆様のほうにはお示しすることができなかった特定事業計画を記載させていただいております。こちらは特定事業者との調整結果という形で、現時点でお示しできるものとなっております。

最後、166ページのほうに飛びます。こちらについては、基本構想ができ

た後の推進はどういうふうにしていくかというところで、まず、166ページにつきましては、市民、事業者、行政の役割をより明確にしています。事業者につきましては、重点整備地区で行う事業者と、それ以外の区域においても実施する市域全体に関わる事業者と求められている内容が一部異なっている部分がありますので、記載を分けています。行政の部分につきましては、国・県・市と市独自でやるべきこととありますので、役割の記載を明確にしております。

167ページに移ります。こちらで最後となりますけれども、基本構想改定後の市民参加というところです。赤字で記載していますけれども、市民参加につきましては、第３回の協議会では事業者発意ということしか書いていませんでしたけれども、市民発意ということもありますので、具体に文章で書かせていただいています。また、169ページにつきましては、市民発意の場合の意見交換の場という形で、新たに追加をさせていただいているものとなっております。

こちらが資料３全体の説明となります。

最後に、資料４について簡単にご説明させていただきます。

資料４につきましては、概要版という１枚の形で基本構想を説明するものとしています。ページとしては、１ページ目に本編の内容、第１章から第10章までに関わる概要を記載しています。見開きの２ページ目、３ページ目につきましては、基本構想の枠組み、体制を１枚のシートで分かるような形で表現を示しております。最後の４ページ目につきましては、まず、基本構想となります重点整備地区の話となっていますので、地図をまとめさせていただいて、市民の皆様のほうに簡単に基本構想とはどういうものかということが伝わるような形でまとめさせていただきました。

以上で事務局の説明を終えさせていただきます。

大原会長　：　ありがとうございました。細かく丁寧に、意見に対応する修正などを説明いただきました。これからまたご意見をいただくわけですが、大量に内容がありますので、事務局から３つぐらいに分けて進めるということの提案があります。

まず、資料３の本体に関しまして、第１章から第５章まで意見交換をした後に、第６章以降という形で、２部に分けたいと思います。その後、資料４で作成いただいた概要版について意見をお聞きするということで、全体を３つぐらいに時間を配分したいと思います。

まず、本体の資料３、基本構想の前半部分、第１章から第５章までで意見交換をしたいと思います。かなりな部分、市民部会等で皆さんご意見を出したいただいた後ですけれども、今日改めて前回までの意見に対応する修正などを見ていただいて、第１章から第５章の部分、どこでも構いませんので、ご意見やご質問が今の時点でありましたら、ぜひお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

上杉委員　：　自閉症児・者親の会の上杉です。

前回、私のほうで意見させていただいた資料３の23ページ、資料１でいいますと第３章のところです。津久井やまゆり園に関する記載の修正というところで修正をしていただきました。ありがとうございます。私は十分分かりますし、前回よりは内容をこの記載で理解されている方も増えると思うんですが、特にお若い方々がこの表記で内容まで分かるかなというと、ちょっと不明なんです。これで見ると、行数を増やさない形でも、例えば「津久井やまゆり園の元職員による利用者殺傷事件」まで入れてしまってもいいのかなとちょっと思いました。より内容が分かると思うので。

取りあえず、以上です。

大原会長　：　事務局、いかがでしょうか。

事務局　：　今、上杉委員からお話しのありました内容を少し追記させていただいて、本文を修正させていただきたいと思います。

上杉委員　：　私はそう思うんですが、委員の皆様はどう思われるかをお聞きしてから、修正が必要なら変えたほうがいいと思うんですが。お願いします。

大原会長　：　いかがでしょうか。何かご意見ありますか。

私は、用語集のところに入れるのがいいかなと思うんです。説明書きでこういう事件があり、それに対して神奈川は一歩踏み込んで対応を考えているというようなことが、もし必要であれば用語集というか、資料のところに入れるということもあるのかなと思いました。ともに生きる社会かながわ憲章についての資料というか説明というのは、この中であるんでしたか。

事務局　：　具体的にはないです。細かい説明資料は入っていませんので、例えば、今、大原会長がご提案いただきましたように、資料の中にかながわ憲章のほうで全体を含めて追加するという形でも対応はできます。

堀場委員　：　公募市民の堀場です。

私ももう少し説明書きを追加すべきだということに賛成なんですけれども、同じページで何かコラムのようなものを付け加えるというのはいかがでしょうか。何がこの惨劇だったかということがこれだけだと伝わりにくいかと思いますし、障がい者のみをターゲットとしたということと犯人が優生思想を持って、あえて障がい者だけを狙ったということが特徴的だった事件だと思いますので、そこは伝わらないと、なぜその事件のことが書かれているのかというのが伝わりにくいかなと思いました。同じページにあるといいのかなと思います。

大原会長　：　ご意見としては、ここの場所でもう少し具体的な内容を盛り込んだ文章にしていくといいのではないかということです。

上杉委員　：　ここばかり時間を取ってしまって申し訳ありませんが、今、堀場さんがおっしゃったご意見に賛同します。当時の新聞でもいいかなとちょっと思いました。新聞の記事をここに、ほかのページにあるように貼りつけていただくと、インパクトや衝撃性が伝わるのかなとちょっと思いました。もちろん小

さくて構わないんですけれども、ご検討お願いいたします。

大原会長　：　やはりこのことがきっかけで、要するに前のページから来ています最近の基本的な考え方、特に社会モデルとしてバリアフリー、ユニバーサルデザインを考えていくということの有効性がこの事件で明らかになり、大変クローズアップされたんだと思うんです。それまでいかに多くの人が、いわゆる「障がい者」という「人」に注目していたかと。そうではなくて、やはり社会モデルとして、我々の社会がこういう使いにくさを生んでいるんだということをまさに突いていくということが重要で、その意味では大変象徴的な出来事、それが神奈川県内で、たまたまここでも起きたということですので、茅ヶ崎市でのオリジナリティーというか、認識を新たにするという意気込みというか、そういうようなものを表現するのには大変重要な点だとは思います。あまりくどくど書くことはないと思いますが、つぼを押さえた紹介というか、それをもう少し工夫していただけると良いかと思います。お願いします。

事務局　：　１つ補足の説明をさせていただきます。今、上杉委員からお話がありました新聞記事を掲載することに関しまして、著作権の関係がございまして、そのまま掲載をすることがやや難しい部分がございます。なので、その表現等々、その当時の状況などをちゃんと伝えられるように工夫をした上で、なるべく新聞記事ではない形で対応したいなというふうに考えております。

大原会長　：　よろしいでしょうか。ぜひ前向きに取り上げていただくということかと思います。

ほかはいかがでしょうか。事務局でつくっていただいた時間配分では、大体前半部分はこれぐらいかなという感じなんですけれども、いかがでしょうか。第５章までの部分でお気づきの点がありましたらお願いします。

石井委員　：　今の件に絡むのですが、最近、情報を非常に詳しくお伝えしようということで、補足的な、あるいはコラム的に扱うということが多くなりましたよね。ここでもそうですけれども。私の聞き違いじゃなかったら、二次元バーコードで詳細な情報に飛ばすということが最近ノーマルに行われているんですけれども、紙質によっては読みづらいみたいなご説明があったような気がするんです。私はその情報を初めてお伺いしたので、二次元バーコードに関してきっちり認識しておいたほうがいいと思うので、どういう不都合があるのかということを教えていただきたいと思います。

事務局　：　今、委員がおっしゃられましたのは本編全体の話で、二次元バーコードの利用がどうかというところですね。前回、第３回の協議会の中では、障がい福祉課のほうで進めています障がい者保健福祉計画で二次元バーコードを使って視覚障がい者に対する情報保障をしているので、そういうことも検討いただけないかということをご意見いただいています。実際、担当部署とも話をしていまして、こちらは、たしか平成30年の計画から二次元バーコードを取り入れて計画に反映しているということを伺っています。実際の運用の

タイミング、運用の中で４年、５年経とうとしている中で、初版のものについては委託をしてきれいな状態で印刷していますので、しっかりと読み上げるんですけれども、事務局のほうで印刷するもの、また、大量に印刷するために簡易的な印刷をすることになってしまうと、二次元バーコードを読み込まないという現象が起きているようなのです。もともと二次元バーコードの求めているものというのは、音声で内容がしっかりと相手に伝わるかどうかというところだと思うので、そこの部分については、今回、テキストを発信することによって、しっかりと聞き手の方、読み手の方にも伝わる形で情報保障を担保していきたいと考えております。また、１ページ、１ページにバーコードをつけていくという形になってきていますので、今回、本編は、今ご覧いただいているように210ページぐらいあります。これを全てつけていくというのはかなりな作業になってしまいますので、もし発信していくという形になったとしても、概要版のほうが適切ではないかなというふうに考えております。

石井委員　：　音声に関する二次元バーコードは、私はちょっと分からないんですけれども、ごく一般論なんです。我々が広報紙を出すときにも、最近は必ず二次元バーコードをつけて、詳細な情報はこちらでご覧くださいということをノーマルにやっているんです。一般的な話としては全然問題ないというふうに認識してよろしいですね。例えばコラム扱いで書いているようなことを、先ほど新聞記事に飛ばすと、著作権でいろいろ問題があるのでやりづらいんですけれども、もうちょっと詳しく情報を提供しようとした場合には二次元バーコードで、音声の話じゃなくて一般論として、もう少しテキストデータとして提供するという場面はごく普通に世間一般でやっていることなんですけれども、そういう意味での不都合は特にないという認識でよろしいんですね。

事務局　：　今、委員がおっしゃった部分に関しては、我々がお話ししているのは、二次元バーコードを使って資料の内容を音声でご案内するという話をしておりまして、委員がおっしゃっているのは、ウェブサイト等に飛ばして、それを読んでいただくような話だと思います。局面が違いますので、今回の話は直接委員がおっしゃっている内容とはリンクしないのかなというふうに考えております。一般的な部分に関しては、我々が保障できないわけではございませんので、適切に対応すれば問題ないんじゃないかなというのが、素人ですけれども、感想でございます。

大原会長　：　基本的には、この基本構想の冊子の中にいろいろな情報は詰め込んでいくという方針だということですね。適宜、別な資料を参照するというようなときには、それなりにそれぞれのホームページに案内するとか、もちろんやり方はあるとは思います。適宜内容を見ていただいて、こういうところはこの冊子だけではとても紹介し切れないので、ほかのところに飛ぶようにというようなご指摘などをしていただければいいかなと思います。

柏崎委員　：　老人クラブの柏崎です。

26ページ、第４章の特定事業についてちょっとお伺いしたいんですが、私も特定事業に関しては勉強不足で申し訳ないんですが、例えば今年度、新しく着手するとか、来年どうだとかというのは、あまり分かっていないんですか。要するにこういう事業もありますというのはあるんだけれども、今年度、新しく出てきたこういう特定事業というのはどういうものか、来年度、新しくなるものはどういうものかというのは特にないんですか。要するに、新しく発生する特定事業はどういうものかなというのが、ちょっとこれでは見にくいような感じがしたんです。

事務局　：　柏崎委員からいただきましたご意見ですが、まず、特定事業についてご説明をしたいと思います。

概要版のほうでご説明をしたいと思いますけれども、バリアフリーの考え方になります。概要版の中で、１のところの模式図のようなものをご覧いただけますか。もともとのバリアフリー化というのは、本来であれば市内全域、どこもかしこも推進できればいいだろうということが望ましい姿となりますけれども、なかなかそうはいかないということがありますので、茅ヶ崎市の場合については、茅ケ崎駅、あと北茅ケ崎駅と中心として、おおむね500メートルから１キロメートル、歩ける範囲内ということはありますけれども、そこを重点整備地区として設定しています。そこの地区にある建物であったり、道路であったり、公共交通であったり、移動するために必要なものについて、一定規模の大きさの施設であったり、それらに対してバリアフリー化を進めていきましょうということで、この制度が成り立っております。今、お手元に現行の基本構想がありますけれども、平成27年の計画策定のときに、各事業者がどういうことを実施していくかということを特定事業として位置づけをしておりますので、今回、その内容に基づいて、平成28年から令和４年度まで実施しているという形になります。令和５年度、来年度からにつきましては、今日お示しした基本構想の中の92ページから156ページの記載している内容が今後10年間、実施に向けた具体的な内容という形になっています。その関係がございますので、具体的な事業、その年度年度で変わっていくというのは、実施する内容の時期であったり、その事業の進捗によって変わってくるということがございますけれども、基本的には、この位置づけられたものに対して各事業者のほうが実施していくという形になっております。

柏崎委員　：　そういうことじゃなくて、今まで計画していなかったものが新しく特定事業で出たのはないんだろうかということをお聞きしたんです。92ページにあるの？　これだけのやつが92ページにありますか。

事務局　：　今、柏崎委員がおっしゃっているところというのは、今の基本構想とお手元にある新しい基本構想を両方とも読まないとその差が見えてきませんので、新規で出ているものが来年度以降に実施すべきものという形になってい

ます。

柏崎委員　：　了解しました。

大原会長　：　よろしいでしょうか。今のご質問は、内容的に後半部分で具体的な特定事業の話に入ってきているので、後半に話を進めていきたいと思います。

第６章以降は、具体的に様々な主体がどういうふうに取り組んでいくかという具体的な事業の内容とか、重点整備地区という具体的なエリアとそこでの整備する内容についての記述がずっとありますが、１個１個は細かいことになるかと思うんですけれども、この中でやはりお気づきの点があろうかと思います。いかがでしょうか。

宮澤委員　：　関東運輸局の宮澤と申します。

前回までに気づけばよかったんですけれども、資料３の65ページ、重点整備地区の説明で、上から３行目に「（概ね400ha未満）であること」となっています。以前は重点整備地区の要件は面積で制限されていたんですけれども、法改正で変わりまして、現在、400ha未満ということはありません。ここに書かれている徒歩圏内ということは当然なんですけれども、面積で縛られていませんので、こちらの括弧書きを外していただいたほうがいいのかなと思います。

事務局　：　ご指摘ありがとうございます。こちらのほう修正させていただきます。

大原会長　：　いかがでしょうか。具体的な内容で、やや細かいことになっても構わないかと思いますが。

瀧井委員　：　手をつなぐ育成会の瀧井と申します。

本編、事業自体ではなくて、後でつけてくださった事例集のところです。207ページですけれども、この事例集というのは抜粋ということで、たしかもっとたくさんあったと思うんです。これをつくるとき、私たち、多分、上杉さんもそうだと思うんですけれども、少し携わったので、もっとたくさんあったように思うんですけれども、これは紙面の関係で抜粋になさったんでしょうか。全部載っていないような気がするんです。あと、教育現場の差別の事例集が１個も載っていないのが、私はもしあるなら載せてほしいなと思います。

事務局　：　こちら、抜粋とさせていただいているものについては、特定事業がございますので、それに結びつくもの、公共機関の利用であったり、お店、公共交通、公共施設というところで、一部抜粋をさせていただいております。今回、教育現場というところがありましたので、法改正の中で教育特定事業という形で教育啓発特定事業が入っていますので、その件は追加させていただきたいと思います。

大原会長　：　補足でお聞きしたいのは、今の抜粋ではない事例集というのは、どこかに具体的にあるんですか。ホームページか何かにあるんですか。

事務局　：　市のホームページで公表しております。

大原会長　：　分かりました。それこそ、先ほどご意見あったように、そこのホームペー

ジの紹介をこの記述の後のほうに、二次元バーコードでもいいですし、ホームページのＵＲＬでもいいので、そういうのを載せて、詳しくはそこを見てくださいと。前回ご紹介いただいた内閣府のホームページでも事例集がありますから、そこをご覧くださいというふうに案内をするというのがよろしいんじゃないでしょうか。

事務局　：　事務局、承知しました。

上杉委員　：　同じく事例集のところなんですが、209ページ、これは修正というか、どうしようと思ってお諮りするんですが、209ページの真ん中の公共交通のところの上から11行目くらい、Ｓｕｉｃａのことが書いてあります。Ｓｕｉｃａの障がい者割引がない、子ども用のＳｕｉｃａはあるが、自動的に割引になる障がい者用Ｓｕｉｃａが欲しいということなんですけれども、実は今月、これが解消されたんです。障がい者用のＳｕｉｃａができたんです。なので、この聞き取りをした時点では確かになくて、このように記載されるんですが、既にできたので、どうしたものですかね。外したほうがいいのであれば。そういうところをちょっとお聞きしたいと思います。外してもいいと思います。

事務局　：　もともとこちらは抜粋という形にしていますので、もう実施されているものについては記載の必要がありませんので、削除します。ありがとうございます。

大原会長　：　具体的な特定事業はよろしいでしょうか。これまでにも詳しく見ていただいてきたと思いますが、それでは、先ほど前半、後半と言いましたが、もう一度、全体を通じて、この資料３について、今気がついたというようなことでも構いませんので、何かございましたらお聞きしておこうかと思います。

もしよろしければ、資料４、概要版という形で、４ページ、Ａ３の見開きの資料にまとめていくということですけれども、これに関するご意見などをお聞きしたいと思います。特に開いたところが、全体像が見えるような形の、大変細かいんですけれども、いろいろ書かれたものがあります。このような構成というか考え方についてご意見などありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

上杉委員　：　見栄えの問題なんですが、見開きを開けた左のほうの旧基本構想のところが読みやすいなと思って、それに比べて右のほうはぎゅうぎゅう詰めで、ちょっと見るのがしんどいので、行間の工夫とか、左側の旧基本構想のところは字が少し薄いのかな、90％とかなのかな。右は100％に見えるんですけれども、少し字の色をコピーとかして、しんどくないようにしていただきたいかなと思います。皆さんのご意見はどうかということも併せてご検討ください。

大原会長　：　たしかに、圧倒されますよね。文字の圧力が非常に強いなという感じがしますので、フォントなどを工夫していただき、大変ですけれども、読みやすくお願いします。

それでは、全体を通じて、もう一度、何かございましたらご意見をお願いしたいと思います。

柏崎委員　：　今回、資料は大量にあったんですが、特に資料３の分厚い基本構想なんですけれども、修正のところが赤になって、ある意味では分かりいいんですけれども、あまりにも赤が多過ぎて、これは私だけなのかもしれないんですけれども、かなり読みづらかったんです。僕らは、基本的には黒で読んでいますから、赤が１行や２行の場合はいいですけれども、例えば１ページ、べったり赤だとか、半ページ、赤になると、かなり読みづらかったんです。ほかの方はどうか分からないんですけれども。だから、全部赤にするんじゃなくて何か工夫がないかなという感じを受けたんです。黒い字に比べると赤はすごく読みにくかったというのが私の感想です。私だけかもしれないんですが。

大原会長　：　完成版はもちろん黒くなるということでしょうか。

上杉委員　：　今のご意見で気がついたんですが、色のことなんですけれども、今日おいでいただいた視覚障害者福祉協会の今井さんにお聞きしたほうがいいんじゃないかと思うんですが、視覚障がいの方の中で非常に見えにくい色というのがありまして、こういう色は省いたほうがいいんじゃないかなと思ったので、今井さん、もしよければご意見をお願いします。

今井委員　：　視覚障害者協会の今井です。

色についてはあまり詳しくないんですけれども、見やすい色というのがあって、よくバスの手すりに、大体オレンジ色が巻いてあるというのは見やすい色。あと、コントラストがしっかりしているのが見やすい。文字でいうと、白の中の黒文字よりは黒字の中の白文字のほうが見やすいというようなことが一般的に言われていると思います。その程度ですが、よろしくお願いします。

上杉委員　：　ありがとうございます。そういったことが大事なのかなと思います。あと、私も属している団体の中にも視覚障がいのお母さんがいらっしゃって、例えば概要版で言えば、最初のページの中の水色のところがありますよね。上のほうに生活関連施設と書いてあります。この色は多分見えにくいと思いますので、そういったことをちょっと押さえていただければと思います。

大原会長　：　事務局として何かありますか。

事務局　：　ご意見ありがとうございます。

まず、柏崎委員がおっしゃった部分に関して、製本版では基本的に黒で印刷をいたしますので、現時点のものということでご理解いただければと思います。

上杉委員のおっしゃった部分に関しましては、いわゆるカラーバリアフリーみたいなものがございまして、そのあたりをもう少し研究しまして、少し文字の形ですとか、色合いですとか、今、いろんな色がもりもりになってしまっている状態ですので、そのあたりは少し工夫をして、皆さんにお見せす

るときには、もう少し見やすいものにしていきたいなというふうに考えております。

大原会長　：　ありがとうございました。

会場からは、大体、ご意見、気がついた点は指摘があったかと思いますけれども、特に今回、事業者の方はオンラインが多いんですけれども、何かご意見とかはありませんでしょうか。特定事業はたくさん列挙されていますけれども、特に何か気をつけておくこととかがありましたらご指摘いただければと思うんですが、よろしいですか。

そのほか、オンラインのほうで何か気がついたことがありましたら、どうぞお願いしたいんですけれども、よろしいでしょうか。

市民部会とか何回か繰り返して練り上げてきたと思いますので、今日のところは大体素案として固まってきたものということで完成度は高いのではないかなというふうには思っています。

それでは、資料３及び４について、基本構想の素案として、ここで確定するということの承認をいただきたいと思うんですけれども、議決という形で承認をいただきたいんですけれども、よろしいでしょうか。今日いただいたご意見をまた少し反映させたものにはなりますが、ほぼこの形で次に進むということでよろしいでしょうか。

ありがとうございました。特にご異論ないようですので、それでは、これで承認ということで進めたいと思います。

３．議題

（２）令和５年度の取組方針について

大原会長　：　続いて、議題(2)令和５年度の取組方針について行きたいと思います。

それでは、資料に基づいて、また事務局のほうから説明をお願いしたいと思います。

事務局　：　都市政策課の木村です。私のほうから、議題(2)令和５年度の取組方針について説明させていただきます。資料は５になります。オンラインの方、ご覧いただけていますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、資料の真ん中に令和５年度の取組が書いてあります。まず、協議会についてですが、基本構想が本日の協議会を経て、来年度早々にパブリックコメント、夏頃に公表を予定しておりますので、その基本構想の公表と併せて資料の上段の新しくなった特定事業計画の進捗管理も随時行っております。

これまで特定事業計画の進捗管理は、毎年、年度末に各事業者に進捗状況を報告いただくことにとどまっておりましたが、今後は、前年度にバリアフリー化が完了した案件を共有する場や、建物の計画、設計段階から市民意見を取り入れるための意見交換の場を設定するなど、定期的な意見交換の実施を行ってまいります。

中段の基本構想については、夏頃に公表を予定しておりますが、その基本構想内にバリアフリー化の整備推進に向けた共通な配慮事項が特定事業ごとに記載されております。それらをもう少し具体化したハンドブックのようなものを作成したいと考えております。障がい特性ごとに配慮すべきポイントを市民部会の皆様からもご意見をいただきながら、１つの冊子にまとめ上げ、各特定事業者や市内で開発を予定している事業者などに配付することで、バリアフリーの配慮事項について周知していきたいと考えております。

次に、市民部会の取組として、３段目、心のバリアフリーの推進についてです。普及啓発については、来年度からバリアフリー川柳の取組が開始します。既に第１弾の募集を現在行っているところですが、ざっと150から200ほどの募集があるところです。３月末まで募集期間となりますので、４月早々に市民部会の皆様に採点をしていただき、６月の広報ちがさきから川柳を掲載していく予定です。また、ポスターの２次活用については、教育現場での活用を考えているところです。茅ヶ崎寒川地区小学校教育研究会という小学校の先生方が有志で参加されている会議体があり、今年度もアプローチはしておりますが、来年度についても、その先生方と一緒にポスター12枚とタウンニュース様に載せていただいたエッセイを小学生にも分かるような形に変換して、小学生向けの教材として教育現場、学校現場で使っていただくようにしていきたいと考えているところです。また、教育啓発につきましては、来年度も引き続き心のバリアフリー教室を実施していきます。来年度については実施校を増やしていきたいと考えておりますので、校長会への周知ですとか、先生方へのチラシの配付などを予定しているところです。

次に、事務局についてですが、来年度は新たな３名の障がいのある会計年度任用職員が加わることを予定しております。人員増による体制強化だけではなく、より当事者目線に立った取組を行っていきたいと考えております。障がいのある職員の具体的な取組としましては、完了したバリアフリー現場の点検ですとか、心のバリアフリー教室の実施などを想定しております。

また、その他の事項としまして、令和５年度の会議の開催予定が書いてあります。基本構想の推進として協議会を１回から２回、基本構想の改定として協議会を１回開催予定ですので、協議会としては、来年度、２回から３回の開催を予定しております。また、市民部会は、基本構想の改定で１回、心のバリアフリーの推進で３回程度予定しておりますので、合計４回程度、開催する予定となっております。

事務局からの説明は以上となります。ご意見のほどよろしくお願いいたします。

大原会長　：　ありがとうございました。ご意見などいかがでしょうか。

髙丸委員　：　身障協会の髙丸と申します。

心のバリアフリーの推進のところで、来年から教育啓発の実施校を増やしていくということも言われましたけれども、今の段階でどの学校とかは分か

っていらっしゃるんでしょうか。まだ何も分かっていなくて、これから増やしていくということなんでしょうか。ちょっとそれを聞きたいんです。

事務局　：　今現在、決まっていることはございません。現状としまして、鶴嶺小学校の１校を来年度もまずはやらせていただきたいと思っておりますが、そこにプラスアルファ、より手を挙げてくださる学校が増えればというふうに考えております。

沼田委員　：　今年度から参加させていただいています主任児童委員の沼田ユミと申します。よろしくお願いいたします。

今日は早く来ましたので、１階のフロアで鶴嶺小学校さんのをずっと読ませていただいていて、色合いも活字もとても見やすくて、親子でたくさんの方が見ていましたので、すごくいいことだなと思いました。私は主任児童委員という役柄から、小学生、中学生、子ども担当の民生委員をしておりますが、子どもたちの意見はすごく様々で、とても活発な意見もあります。見たそのままを正直に発言できることから、子どもたちに教育の場の中でそういうことをやっていただけることはとてもいいことだと思っていますし、これからもやっていただきたいと思っています。

それから、この冊子と資料についても、とても分かりやすく、よくできていて、これだけつくるのは大変だったなと。私はただの一主婦ですけれども、常々、送られてくる資料を見て、そう思っていますので、大変ご苦労があったなと思いますので、ねぎらいの言葉というとオーバーですけれども、とてもよくできていて、すばらしいものと思っています。それだけお伝えしたいと思います。

大原会長　：　ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。今後の進め方などで。

白石委員　：　公募市民の白石です。

前回、他の委員からご指摘があったとおり、バリアフリー川柳について、ブラックユーモアがちょっと気になるみたいな意見があったと思うんですが、川柳を標語に変えることはできないんですか。川柳はやっぱりブラックユーモアが気になるので、ご検討いただきたいと思います。

事務局　：　現在のところは、川柳として募集をかけているところです。そんな中で、先ほども申し上げたように150から200ほど応募があります。私もまだ全てを見れてはいないのですが、それを早速、４月早々に市民部会の皆様にはお見せして、採点していただきたいと思っております。懸念されるブラックユーモアの部分については、まずは中身を見ていただいて、どう評価されるかというところもあると思いますので、まず中身を見ていただいて、採点していただいた上で、４月18日にその採点結果を皆さんですり合わせといいますか、公表してまいりますので、その中でまたご意見いただいて、やはり川柳という出し方はまずいんじゃないかとか、標語に変えたほうがいいんじゃないかとか、そういったご意見は市民部会の場でまたいただければと思っております。まずは中身を見ていただいて、採点していただければと思っており

ます。

堀場委員　：　川柳の採点の基準といいますか、それは何か決まったものが既にあるものなんでしょうか。

事務局　：　昨年度の市民部会の中で、採点方法については皆さんと決めさせていただいた経緯がございます。各委員さんが審査員となっていただいて、お題ごとに２点、１点とか、そういった配点をさせていただいておりますので、その持ち点を基に皆さんで評価していただくと。また改めて、４月の採点をお願いする際には、採点の仕方というご案内をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

大原会長　：　よろしいでしょうか。中身を見てみないとちょっと分からないので、次回の市民部会での結果が楽しみではあります。それでまた、次の段階も考えていくということでよろしいんじゃないかと思います。150から200、かなりの数が集まっているということは大変よかったんじゃないかと思っています。

ほかはいかがでしょうか。

上杉委員　：　単なる質問なんですけれども、150とか200とか、結構すごい数なんですけれども、それは作者としては何人ぐらいの作者がおつくりになったんですか。150名ではないですよね。

事務局　：　150名の作者ではございません。句をそれぞれ数えていって150から200というところで、１人の作者の方で複数応募されている方もいらっしゃいますので、何名の方が応募されたという集計までは今できておりません。

大原会長　：　そうしましたら、これも含めて多くの人にいろいろなことが伝わっていくと。同時に、基本構想のほうも人々の目に触れていくということで、今後、もう少し認識が広がっていくということ、イベントを通じて認識が広がっていくということなら好ましいことかなと思っております。

それでは、この進め方自体、特にご異論はないということでよろしいでしょうか。

それではまた、この方向で進めていただきたいと思います。

議題はこの２件でした。

４．報告

（１）特定事業の進捗状況について

大原会長　：　それでは、報告事項です。

報告(1)特定事業事業の進捗状況について、これも今日は資料が出ています。事務局から説明をお願いしたいと思います。

事務局　：　引き続き、都市政策課の木村より説明をさせていただきます。

資料６に沿ってご説明させていただきます。

特定事業の進捗状況についてです。

まず、資料の訂正がございます。大変申し訳ございませんが、資料６の１ページ目ですが、中段に事業種別の進捗状況の表がございます。その右上に

「※カッコ内は令和４年度末時点の値」となっておりますが、こちらは「令和３年度末時点の値」が正しい表記となります。申し訳ございません。

１ページ目のご説明をさせていただきますが、こちらにつきましては事業種別の進捗状況を表したものでございます。繰り返しになりますが、進捗率としましては、今年度末をもって35％の完了となっております。事業種別ごとにも、完了の件数ですとか継続件数などを表で表現させていただいております。

２ページに行かせていただきまして、それぞれ今年度完了した事業の紹介をさせていただいております。例えば２ページ、道路特定事業であれば、茅ケ崎駅北口駅前広場の多機能トイレの完了した事業を写真とともに紹介させていただいております。また、３ページ目には、茅ヶ崎市青少年会館の案内表示の改修工事が終わりましたので、その写真とともに紹介をさせていただいております。こちらが今年度の完了事業のご紹介でございます。

続いて、４ページ目以降でございますが、こちらに関しましては、各事業の進捗状況を表した表でございます。令和４年度末時点での進捗状況を事業者ごとに表したものでございます。４ページ目が公共交通特定事業について、また道路特定事業について、５ページ目が交通安全特定事業について、また建築物特定事業につきましては、５ページから６ページにかけて掲載されております。６ページ目は都市公園特定事業、また、その他の事業が掲載されております。

そして最後に、７ページ目、４として特定事業のまとめを記載させていただきました。(1)完了率につきましては、策定時の目標が44％のところを実績としましては35％ということになっております。(2)事業種別ごとの割合でございますが、完了事業は、建築物特定事業を除く５つの特定事業は、目標値44％を下回る結果となりました。また、未着手の事業につきましては、都市公園特定事業や道路特定事業、その他事業は未着手率50％を超えております。そのようなまとめを最後に記載させていただいております。

報告事項に関しましては以上でございます。

大原会長　：　ご質問等いかがでしょうか。

私から質問するのもあれなんですけれども、いいですか。７ページの４の特定事業のまとめで、(1)完了率とありまして、策定時の目標値が44％で、44％が目標というのは、もともと目標が低過ぎないかという感じがするんですけれども、このあたりは何でこれぐらいの数字になっていたんでしたか。

事務局　：　事務局の佐々木から44％の説明をさせていただきます。現行の特定事業計画の中で、令和４年度、計画時点だと令和２年度までに終わる予定の事業を合計したものが全体の44％という形で、目標値として設定しております。

大原会長　：　分かりました。最初にこの実績が35％は全体の３分の１にすぎないんじゃないかと思って、数値が非常に悪いと思っていましたけれども、実際は44％を達成するということを想定していたうちの35％まで達成できたというこ

となので、それほど深刻な値だというふうに思わなくていいということなのかもしれません。皆さんがどう判断するかはあれですけれども、それもあって、今回の改定でさらにこれを高めていこうということだと思うんですけれども、ほかに何かご質問とかご意見とかありましたら伺いたいと思いますが。

柏崎委員　：　今、大原会長がおっしゃられたように、私も目標値という表現がちょっと変なんじゃないかなという感じがしたんです。目標値というと、例えば２年の計画で、今年度にどうなのかというのと、目標値ということになると、もっと高いんじゃないかと思います。これは目標値じゃなくて計画値とか、もともとが２年の期間の中の半分なのか、表現の仕方がちょっと控えめというか、もうちょっと違う表現があるんじゃないかなという感じが、今、会長のお話で私もそう思いました。ここは表現を変えるともっと上がるんじゃないですか。

大原会長　：　もし何か適切な言葉があれば、ぜひそうしたほうが、印象として35％というのはかなり厳しい数字に見えてしまいますので、このあたり、工夫をしていただければいいかなと思います。

ほかはいかがでしょうか。こういうふうに細かく実際のデータを出していただくというのは大変参考になる、どういうところがなかなか進んでいないのかというのがはっきり分かりますので、データとしては大変貴重で、参考になると思います。今後の作戦を立てる上でも、この作業は大変重要だと思いますので、ぜひ適宜皆さんにお知らせしていただければと思います。

５．報告

（２）令和４年度市民部会の取組について

大原会長　：　それでは、報告(2)令和４年度市民部会の取組について、事務局から説明をお願いします。

事務局　：　引き続き、都市政策課の木村より説明をさせていただきます。

資料７を使わせていただきます。オンラインの皆様、ご覧いただけていますでしょうか。

まず、１ページ目ですが、市民部会の取組について、１、第１回市民部会を令和４年８月16日に開催させていただきました。そのときの議題としましては、１つ目、今年度の取組、令和４年度の取組について議論をさせていただいたところです。

アとしまして、広報ちがさき（欄外）について、12月号で４巡目の輪番が終了しますので、１月号から３月号は心のバリアフリー教室の児童の感想文を掲載することを決定しました。ただ、このときは３月号までの掲載の予定でしたが、８月31日の広報ちがさき作業部会にて１月号から５月号までの掲載に変更することとしました。そして、先ほども川柳の話がありましたが、令和５年度以降の取組として心のバリアフリー川柳の実施を決定いたしま

した。

また、イとしまして、ポスター啓発について、ポスター啓発の完了に伴って、以下の３つの取組をすることを決定しました。まず１つ目が広報ちがさきの掲載でございます。ここでは、市民がまちなかでの困り事に気づき、声かけができるよう意識変容を図ると同時に、さらなる取組へつなげるため二次元バーコードで市民アンケートを実施することを決定いたしました。２ページ目に行かせていただきまして、２つ目としましては、ポスター掲示側へのアンケート調査を行うことを決定いたしました。ポスター掲示側の意見など、状況把握をするためのアンケート調査を実施しようというものでございます。そして３つ目、市役所１階ロビーを使ってポスターなどを展示することを決定いたしました。障害者週間の12月３日から９日にございましたので、その期間に合わせて福祉部局と連携し、ポスターなどを掲示しようと決定しました。

また、ウとしまして、心のバリアフリー教室について、市民部会の方々を中心とする班、また市職員を中心とする班の２班に分かれて、今年度は実施していこうということを決定したところです。

最後に、エとしまして、バリアフリー基本構想改定業務への協力としまして、市民へのヒアリング調査ですとか、まち歩き点検のプログラム、タイムスケジュールの確認などを行ったのが第１回の市民部会でございました。

続いて、２、第２回市民部会でございます。こちらは10月14日に開催させていただきました。このときの議題としましては、２つございまして、１つ目がア、事業者への検討依頼事項について、９月と10月に実施した市民へのヒアリング調査やまち歩き点検、バリアフリーに関する意見募集で抽出された課題を次期基本構想の事業種別ごとの配慮事項、事業者ごとの特定事業計画として反映し、事業者へ検討を依頼することを決定しました。

また、２つ目としまして、イのポスター掲示終了に伴うポスター掲示協力者へのヒアリング調査について、市職員がポスターを配付する際にヒアリングしていくことを決定いたしました。そのヒアリングのときに聞き取る項目としましては、以下のとおり、決定をいたしました。必ず聞くこと、また、ヒアリングの時間に余裕がある場合に意見を伺いたい項目など、これらの項目についてヒアリングすることを決定いたしました。

そして２つ目、報告事項としましては、３ページ目でございますが、心のバリアフリーの普及啓発について、アの広報ちがさき欄外の話ですとか、イのポスター掲示状況ですとか、ウの心のバリアフリー川柳の話ですとか、エの心のバリアフリー教室、また、オの公募市民の募集状況についてご報告をさせていただいたところです。

続きまして、３、第３回市民部会でございますが、こちらは11月９日に開催いたしました。議題としましては、大きく１つ、心のバリアフリー川柳についてでございます。こちらの取組内容を以下のとおり決定させていただき

ました。

アの募集方法につきましては、半年分の川柳を１度に募集すること。応募者は12個のテーマから好きなテーマを選んで応募していただくこと。広報紙や市のホームページ、ＳＮＳやチラシなどを使って周知していくこと。メールやファクス、または市のホームページから応募できるようにすることを決定いたしました。

また、イの審査方法につきましては、審査員は市民部会委員としまして、各委員に持ち点を配分し、４ページ目でございますが、応募者の名前は匿名にし、お題ごとに審査していくことを決定しました。また、お題ごとに合計点の高い２句を特選として広報ちがさきに掲載すること、また、審査の依頼や回答は、市民部会の方々にメールなどで基本的にお願いすること、初回の審査の際には、市内の川柳サークルの先生に審査のポイントを参考として皆様方に情報提供することなどを決定いたしました。

ウの掲載方法としましては、広報ちがさきの欄外部分に、見開き左ページには、その川柳の説明文、見開き右ページには、今のところ、２つの句を想定しておりますが、選ばれた川柳を月替わりで掲載していくことを予定しております。

エのお題としましては、絆、温もり、支え合いなど、ここに書いてあります12個のテーマを決定したところでございます。

続きまして、(2)の報告でございますが、報告事項としましては、まず、アのポスター掲示終了に伴う市民アンケート調査について、こちらについては市のホームページや都市政策課の窓口にて実施しており、市民アンケートの項目を以下のとおり決定いたしました。イラスト全般についてのアンケートですとか、12個のイラストがございますので、それぞれ個別にアンケートするような内容でございます。

続いて、５ページ目に行かせていただきまして、イの心のバリアフリーの普及啓発についてですが、こちらは昨年の11月の外国籍のポスター掲示で一通りの掲示が完了しましたので、その１年を通した月替わりポスターの掲示が一旦終了したことを皆様方に報告をさせていただきました。

また、ウの障害者週間では、市役所１階ロビー、またＪＲ茅ケ崎駅を使ってポスター展示をしたことを皆様方にご報告をさせていただきました。その様子を写真などでこちらに掲載させていただいております。

続いて、令和４年度の取組としまして、４の心のバリアフリー教室についてのご報告でございます。

今年度の心のバリアフリー教室は、鶴嶺小学校の４年生、全６クラスで実施をしました。今年度から学年を通じた取組であったため、来年度以降も継続しやすい環境づくりができたのではないかと考えております。また、今年度から新たに外見からでは分かりづらい障がいを取り込むこととしました。具体的には、市民部会教室としまして、12月に開催をしたところでございま

す。

最後のページですが、５、ポスターの２次活用に向けた検討でございます。こちらは１月17日に鶴が台小学校で茅ヶ崎寒川地区小学校教育研究会、通称茅小研と言われる先生方の研究会に対しまして、普及啓発ポスターとエッセイを素材にしまして、学校現場で児童向けの教材にできないかというような作成協力の依頼をさせていただいたところでございます。まだ今後も調整が必要となっておりますので、この辺に関しましては、来年度につきましても、引き続き、茅小研の先生方と調整していきたいと考えております。

最後に、６、「教育啓発特定事業の実施に関するガイドライン」での紹介でございますが、国交省が令和４年６月にガイドラインを公表しまして、その中で当市の市民部会の活動が紹介されましたので、報告させていただいております。

事務局からの説明は以上でございます。

大原会長　：　ありがとうございました。ご意見などいかがでしょうか。

先ほど幾つか小学校が対象となるというか増やしていくというようなお話がございましたけれども、この教育研究会、茅小研の先生方というのは、いろいろな学校の先生、関心のある人たちが集まっている研究会ですよね。つまり、ほかの学校でも、そういう先生を通じて展開する可能性があるということでいいんでしょうか。

事務局　：　おっしゃるとおりでございます。

大原会長　：　大変期待ができるというか、こういう研究会があるということは大変重要なことかなと思って聞いておりました。ぜひ固めていただければいいかなと思います。

あちこちで教育場面での心のバリアフリーというか、バリアフリー教育みたいなものを進めていくに当たって、例えば授業のビデオを撮って、それをほかの学校でもやってみるとか、教材として試みた内容をほかの学校にも広めていくという何らかの活動のサポートみたいなものもされるといいんじゃないかなとは思います。それはこういう研究会の集まりを通じて、ぜひ定着させていただければいいかなと思っています。

特にご意見はございませんでしょうか。ぜひ展開を進めていただければと思います。

それでは、報告は以上になります。

６．その他

大原会長　：　今までの内容でオンラインの方も含めて何かご意見はございませんか。よろしいですか。

それでは、一応内容は終わりましたので、特にご意見ないようでしたら、司会を事務局にお返ししたいと思います。

深瀬課長　：　最後に、その他としまして、今後の流れをご連絡させていただきたいと思

います。

今年度の協議会につきましては、本日で最後となります。協議会につきましては４回、市民部会については３回、かなりタイトに時間が限られた中での会議開催ということはありましたけれども、委員の皆様、ご協力いただきましてありがとうございます。本日いただきました基本構想につきましては、市の内部の手続を経ましてパブリックコメントを実施した後に、最終的な基本構想の案という形で、委員の皆様に改めてご説明をさせていただく予定でございます。協議会の開催については、おおむね６月以降、７月ぐらいの時期を予定しておりますので、改めてご案内させていただきます。市民部会につきましては、令和５年度第１回市民部会は既に開催通知を委員の皆様にご連絡をさせていただいておりますけれども、４月18日火曜日、会議室の事情で申し訳ございませんが、９時30分からとなりますけれども、市役所の本庁舎４階の会議室となりますので、よろしくお願いいたします。

事務局からの説明としましては、以上となります。よろしくお願いいたします。

大原会長　：　それでは、これでほぼ２時間ですけれども、議論いただきまして、ありがとうございます。基本構想もこれで素案という形で固まって、この先にいろいろな実際の活動や何かがこれからも続いていくと思いますので、よろしくご協力ください。ありがとうございました。

深瀬課長　：　委員の皆様には、長時間にわたりご協力いただき、どうもありがとうございました。